

第10表 耐久消費財の第1次推計

(単位百万円)

	1950	1951	1952	1953	1954	1955
民生用電気機械器具	10,772	16,946	26,779	44,082	51,683	75,014
家庭用その他機械器具	6,417	11,781	18,159	18,599	13,835	12,263
眼鏡、写真機、時計	7,786	13,116	18,957	28,081	33,252	34,079
家具及び装具品	10,954	19,610	25,144	35,024	35,474	41,052
木製行李、樽、貯蔵器類	3,435	5,323	6,395	6,800	7,167	7,699
漆器、その他各種食器類	9,264	12,855	16,770	20,862	20,691	25,478
ガラス製、陶磁器製容器 及び装飾品	7,807	12,798	15,573	21,517	20,663	21,293
風呂釜、パーナ―類	3,109	4,154	5,312	12,718	10,613	10,581
家庭用刃物	674	780	1,356	1,261	1,852	2,909
バケツ、その他ブリキ容 器	2,605	6,175	8,176	11,267	11,315	13,423
日用品 鋳物	2,546	5,789	6,621	6,731	8,007	10,733
楽器	1,238	2,621	4,633	4,524	5,358	5,839
玩具、スポーツ、体育製品	1,918	2,242	3,069	4,562	5,323	7,042
宝石、銀器、装身具	1,530	2,450	3,173	2,829	4,539	4,583
度量衡器	5,617	7,219	7,645	6,129	5,658	6,018
革靴、革囊類	1,763	2,801	3,543	5,151	5,978	6,838
書	13,675	16,191	28,694	33,559	35,941	40,615
計	91,110	142,851	199,999	263,696	277,349	325,459

- 〔備考〕 1. これを第1次推計という理由は、以上の耐久消費財のうち若干は営業用に用いられるにかかわらず、これを除いていないからである。
2. 民生用電気機器とは、電気冷蔵庫、洗濯機、真空掃除機、扇風機、テレビ、ラジオ、蓄音機、各種電熱器等を指す。洗濯器は商業用をのぞく。
3. 家庭用その他機器は家庭用マシン、ふつうの冷蔵庫等を指す。
4. 家具及び装身具からは、事務用家具をのぞく。

推計であるが、ただ電気冷蔵庫、マシン、風呂釜については『工業統計表』に営業用とあるものをあらかじめ除いている。品目は表の示すように網羅的であるが、この推計の最大の欠点は小売段階における在庫変動調整を経していないという点にある。それとともに、営業用へ流れた部分を推定することができれば、推定の最終段階に到達するわけだが、ここでは暫定的報告にとどめておく。

以上消費支出については、『商業統計表』から飲食費と被服費を推計し、『工業統計表』からは耐久消費財支出を推計した。残された推計は2つある。1つは『工業統計表』から、飲食費、被服費以外の「非耐久財支出」を誘導することであり、他は、『工業統計表』から飲食費・被服費を推計して『商業統計表』のそれをチェックし、かつ後者によって推計できなかった1950—51年の期間をもはっきりさせる仕事である。

(篠原三代平)

III 小売評価 (Retail Valuation) 法による消費支出の推計

消費支出の推計方法

わが国の個人消費支出に関する推計は、戦後については経済企画庁のものが存するのみであり、戦前に関して

も山田雄三教授の推計と経済企画庁の推計(昭和5年以降)が存するのみである¹⁾。これらの諸推計はそれぞれ独自の的方法論によっており、その結果もそれぞれ尊重されるべきものであろう。本稿において戦後の個人消費支出を推計しようとする意図は、前述の経済企画庁の推計とは異った独自の的方法論——さらに言い換えるならば一貫した的方法論——によって個人消費支出を推計したならば、どのような結果をうるであろうか、というところにある。

まずわれわれはどのような方法論によって推計を行ったかを説明する。しかしその前に、消費支出の推計方法について概観を与えておくのが便利である。推計方法には次の4つのものがある(括弧内は以下の説明のための略号である)。

1. Retail Valuation Method (R. V.) この方法は消費財の価格(p)、数量(q)をそれぞれ別個に小売段階で把握し、両者を乗ずることによって消費支出を求めるものである。イギリスに関する R. Stone, A. Prest の推計はほぼこの方法で貫かれている²⁾。

2. Retail Sales Method (R. S.) これは小売段階における消費支出($p \cdot q$)を直接に求めるものであって、例えば百貨店売上統計のようなデータを直接利用する方法である。サービス関係諸費の推計には多くこの方法が用いられる(アメリカの例)³⁾。

3. Commodity Flow Method (C. F.) この方法については、前節篠原氏の論文でとりあげられているので詳しく触れる必要はないであろう。

4. Consumers' Expenditure Method (C. E.) これは日本独自の的方法ともいえるもので、家計調査を基礎として、これに世帯数等乗じて全国の消費支出を推計するものである。毎年、しかも毎月わたって家計調査を行っている国は日本を除いて他に例をみない。

以上の4方法が消費支出推計には考えられるが、ここで企画庁の戦後推計の方法に触れておこう。それはいわゆる「物的方法」と「人的方法」の2つにわけられる。後者は、C. E. によるものであって、総理府統計局の『家計調査』と農林省の『農家経済調査』を利用して1人当たり消費支出を農家、非農家別に求め、これにそれぞれの

1) 経済企画庁『昭和31年の国民所得』、山田雄三編著『日本国民所得推計資料』昭和26年。

2) A. R. Prest, *Consumers' Expenditure in the United Kingdom 1900—1919*, 1954; R. Stone, *The Measurement of Consumers' Expenditure and Behaviour in the United Kingdom 1920—1938*, Vol. I, 1954.

3) S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, Vol. I, 1941.

人口数を乗じて消費支出総額を推計している。これにたいして物的方法と呼ばれるものは、R. V. と C. E. との混合形式である。すなわち、飲食費、被服費、光熱費および住居費中の家賃地代は R. V. により、住居費のその他部分と雑費は C. E. によっている。そして R. V. によった部分の推計は、小売段階における数量と価格を毎年推計したものではなく、ある特定年次における数量と価格を推計してその年の消費額を確定し、これを基礎にして人的方法による各費目推計額の傾向によって延長推計している。しかも基礎となる R. V. の推計年次は費目によって異なっている。例えば飲食費は 25 年度を基礎としており、被服費は 22 年の物的推計額を基礎として物資供給量指数、総人口、C. P. I. の相乗指数によって延長した 25 年度の計数を基礎とする。光熱費は 29 歴年を基礎とし、29 年以前は 25 年度と 29 年の物的推計額を直線補間する方法によっている。また住居費中の家賃地代は分配面における総家賃地代額の中から生産用を控除して求めている。他方、住居費のその他部分と雑費とは人的方法によって推計された消費額をそのまま採用している。

以上の説明からも判るように、人的方法によるものはそれとして方法論が統一されているけれども、物的方法と呼ばれるものは R. V. と C. E. の混合であり、しかも R. V. といってもそれは必ずしも統一された方法論および基礎によったものとは言い難い。ここにわれわれが新たに戦後の消費推計を行った意図があるのである。

そこでわれわれは、推計の方法論として R. V. をとり、この方法を出来る限り一貫して採用することにした。そして方法論の統一を図ることに努力を集中し、R. V. が不可能または統計資料の信頼度の高いものが存在する場合には R. S. を利用した。飲食費、被服費、光熱費の大部分、住居費、および雑費の一部は R. V. によって推計を行い、しかも消費数量および消費単価はある特定年次を把握してこれを延長することをせず、各年のそれを直接把握することにした。光熱費の一部、雑費の大部分は R. S. によって推計を行った。なお、R. V. と R. S. による推計が困難な費目については、C. F. および C. E. を利用した。

ここで R. V. の基礎となる消費数量と価格との推計方法の大略を示しておこう。まず消費数量は、経済企画庁の『食糧バランスシート』、『消費財需給調査』等のいわゆるマクロの資料を利用し、全国民の消費数量を消費品目毎に確定することに努めた。消費価格については消費者購入価格を把握するために、都市は総理府統計局の『家計調査報告』と『小売物価調査報告』を、農村は農林省の『農家経済調査・物財統計』と『農村物価賃金調

査』を利用した。しかしながら、これらの資料は何れも都市、農村それぞれの価格しか表示されていないので、全国平均価格を求める必要がある。この場合に理論的には $\Sigma p_0 q_0 + \Sigma p_1 q_1 / \Sigma (q_0 + q_1)$ (但し 0 は都市、1 は農村をあらわす) という形、あるいは $\Sigma p_0 q_1 / \Sigma p_0 q_0$, $\Sigma p_1 q_1 / \Sigma p_0 q_1$ を算出して都市・農村間の物価差を求める形が考えられるが、何れの方法も都市、農村それぞれの q が確定出来ないのが現実であるから実際の適用は困難である。そこでわれわれは、経済企画庁の人的方法による個人消費支出(これは農家、非農家別に計数が求められている)を援用して各費目毎の都市、農村別の支出ウェイトを導出し⁴⁾、これにそれぞれの価格を乗じて加重平均として全国平均価格を求めた。この際に郡部在住非農家の価格をどう見込むかは問題であるが、今回はその検討を見送らざるをえなかった。

大筋としては以上のような方法で推計を進めたが、今回は推計年次を昭和 26 年と 30 年の 2 ヶ年(会計年度)に限った。これはパイロット・スタディーの意味とともに、数量のマクロ的資料が整備されたのが 26 年以降であるという 2 点からである。

ここにわれわれの推計結果を第 1 表として示しておく。経済企画庁の計数と比較して、われわれの結果が 26, 30 両年とも大略 20% 弱大きいことに気付かれるであろう。何故にこのような差が出て来たかの原因についてはここでは詳しく触れないこととして、以下順を追ってわれわれの推計過程の説明を行うこととする。

なおここで、本推計の消費支出の定義を述べておくと、個人消費支出を推計するものであってその範囲は純粋に個人が消費したものに限られ、企業消費は全く含まないという原則にたつ。従って、消費量もあくまで小売段階におけるそれである、生産量から加工用その他を除き輸出入と在庫の調整を行い、更に民生外需要(例えば自衛隊用)を控除したものと把握されねばならず、これから更に企業消費分を除いたものでなければならない⁵⁾。

飲食費の推計

第 2 表に飲食費推計の結果を示してあるが、これで判

4) この推計手続きをもう少し詳しく述べると、企画庁の農家、非農家別計数は大費目別の計数しかえられないのでこのそれぞれに同庁推計の基礎となった「家計調査」および「農家経済調査」の費目中分類ウェイトを乗じてそれぞれの中分類別支出金額を求め(例えば魚介類の)、両者を加えることによって全消費支出額を求めて都市、農村別ウェイトを導出した。

5) 本研究を行うに際して、経済企画庁経済研究所安永武巳氏から資料面で一方ならぬ御援助を頂いた。記して感謝する次第である。

第1表 総括

(単位：100万円)

	昭和26年			昭和30年			企画序 ³⁾	
	非農+農購 ¹⁾	農家自消	計	非農+農購	農家自消	計	昭和26年	昭和30年
飲食費	1,635,938	382,898	2,018,836	2,600,033	554,749	3,154,782	1,806,870	2,698,196
穀類	475,548	253,076	728,624	672,029	407,868	1,079,897	—	—
魚介類	218,994	—	218,994	288,322	—	288,322	—	—
肉卵乳類	99,861	12,488	112,349	218,903	24,034	242,937	—	—
野菜類	83,719	79,106	162,825	155,470	77,685	233,155	—	—
その他	581,744	38,258	620,002	1,042,389	45,160	1,087,549	—	—
煙草類	176,072	—	176,072	222,920	—	222,920	—	—
被服費	626,545 ²⁾	—	626,545	820,677	—	820,677	278,823	409,509
光熱費	127,179	36,908	164,087	199,532	39,364	238,896	121,491	195,229
住居費	216,256	30,319	246,575	469,802	53,280	523,082	187,446	417,339
その他の諸費	615,628	—	615,628	1,295,812	—	1,295,812	623,534	1,355,728
保健衛生費	142,895	—	142,895	247,080	—	247,080	—	—
交通通信費	104,369	—	104,369	227,485	—	227,485	—	—
教育費	55,815	—	55,815	108,613	—	108,613	—	—
修養娯楽費	64,564	—	64,564	156,247	—	156,247	—	—
その他	247,985	—	247,985	556,387	—	556,387	—	—
消費支出総額	3,221,546	450,125	3,671,671	5,332,576	647,393	5,979,969	3,018,164	5,076,001

- 〔備考〕 1, 「非農+農購」は非農家購入+農家購入, 「農家自消」は農家自家消費を表す。
 2, 繊維関係品のみである。
 3, 経済企画庁編『昭和31年度の国民所得』から引用した物的方法の計数。

第2表 飲食費

(単位：100万円)

	26年			30年		
	非農+農購	農家自家消費	計	非農+農購	農家自家消費	計
穀類	475,548	253,076	728,624	672,029	407,868	1,079,897
米	361,841	213,658	575,499	496,027	363,187	865,871
麦・その他	113,707	39,418	153,125	176,002	44,681	221,502
魚介類	218,994	—	218,994	288,322	—	288,322
肉卵乳類	99,861	12,488	112,349	218,903	24,034	242,937
野菜乾物類	83,719	79,106	162,825	155,470	77,685	233,155
調味料その他	142,968	34,512	177,480	300,330	36,217	336,547
菓子・果物類	196,382	3,746	200,128	300,650	6,728	307,378
酒・飲料	218,862	—	218,862	348,826	2,215	351,041
外食・学校給食	23,532	—	23,532	92,583	—	92,583
煙草類	176,072	—	176,072	222,920	—	222,920
飲食費総額	1,635,938	382,898	2,018,836	2,600,033	554,749	3,154,782

るように飲食費は「非農家消費と農家購入」と「農家自家消費」とにわけられる。従って推計の過程もこれらを別々に行った。

飲食費は外食と煙草を除いてはすべてR.V.によった。まず、消費数量推計の大筋をのべると、農家自家消費分は『農家経済調査・物財統計』の全国平均1世帯1年間の品目別自家消費量を取り、これに同調査の母集団農家戸数を乗じて品目別消費総量を求めた⁶⁾。他方、全国の品目別消費総量を確定することは経済企画庁の『食糧バランスシート』その他の資料によって可能である。そこ

で全国消費量と農家自家消費量とを推計し、その残りを非農家消費分と農家購入分の合計とみなした。

消費単価は、農家自家消費分は『農家経済調査』の家計仕向単価をとり、非農家・農家購入分は前節で述べたような方法によって全国価格を推計した。

以下で各中分類費目の推計過程を説明しよう。なお農家自家消費分については上述で殆んど大意を尽しているため、以下は専ら全国消費および非農家・農家購入分に関するものである。

1) 米…米は内地米と外米にわかれ、前者は更に配給と闇にわかれる。内地米配給分は『食糧バランスシート』の純食糧をとり、これに配給単価を乗じた。闇米数量はその推計が非常に難しい。接近する方法は供給側からと消費者側からとがあるが、何れも多く前提のもとに推計せざるをえない。簡単には供給側からは『農家経済調査』の自由・物交数量を基礎とし、消費者側からは『家計調査』の闇米購入量を基礎とするのが便利である。これによれば、供給側からは26年90万トン、30年184万トンとなり、消費者側からは26年58万トン、30年156万トンをうる。両側面にこのような差があり何れをとる

6) 母集団に還元するときには農区別、階層別に積上げるのが良いが、26年にはこのような資料がないので両年とも全国平均で求めた。30年について計算してみると本推計の554,749百万円に対し535,708百万円となり3.6%本推計が大きくなっている。

べきか、また何れがより真値に近いかは軽々に判断出来ないが、われわれは供給側の計数をとることにした。それは闇米は消費者家庭に行くだけでなく業者にも渡って外食として消費されるという点と、配給統計、生産統計等との検討からみて消費者側の計数が少いようであると判断されたからである。闇価格は非農家のそれである。外米は殆んどが配給であるので価格は配給価格である。

2) 麦・その他…これには大麦、小麦粉、パン、麺類および裸麦、雑穀が含まれる。全国消費量は小麦粉と麺類以外は『バランスシート』により、麺類は食糧庁調査課資料からとり、小麦粉は小麦粉生産量からパンと麺類に向けられた分を差引いて求めた。

3) 魚介類…生鮮、冷凍、塩干加工、煉製品、缶詰および鯨肉にわかれるが、何れも水産庁資料課の資料によって求めた。また海藻は特定品目だけの国内供給数量を算出した。

4) 肉卵乳類…数量は『バランスシート』のものを利用し、価格は肉類と卵類は前述の方法によった。しかし肉乳の加工品は『家計調査』等からはとれないので、関係官庁や業界の意見を参考にして決定した。

5) 野菜乾物類、調味料その他…この類は含まれる商品は種類が非常に多いので問題がある。数量、価格ともに全く資料のないものもあるが、それらの家計に占める割合は相当に低いと判断されるので今回は無視することにした。数量は『バランスシート』その他からとった。価格は野菜のようにその種類が多くしかも季節変動の激しいものは仲々把握し難いが、ここでは『家計調査』と『農家経済調査』からえられる野菜平均価格をとった。調味料も同様である。

6) 菓子・果物類…果物は野菜類と同様な方法によったが、菓子は R. V. によることは大変難しいので、全国菓子協会資料によって生産額に中間経費を加えた額を消費額とみなした。すなわち C. F. によったのであるが、菓子生産は実態を把握することが難しく今推計も必ずしも菓子全体をカバーしているとは言えない。

7) 酒・飲料…酒、飲料ともに数量は『バランスシート』からえたが、価格は清酒、合成酒等の平均価格を推定することが出来ないの、それぞれの代表と考えられるものの価格をとった。

8) 煙草類…これは篠原氏の R. S. による推計の歴年計数を年度計数に直して掲上した(詳細については篠原氏論文の当該箇所参照)。

9) 外食・学校給食…この費目は外食を C. E., 給食を R. V. で求めた。前者は都市、農村それぞれの 1 戸当り外食費に総戸数を乗ずる方法をと、後者は文部省『父

兄が負担する教育費』から生徒 1 人当り給食費をとり、これに生徒数を乗じて求めた。ただ 26 年は文部省の調査がないため、総理府統計局の消費者物価指数の飲食費指数で逆算した。

10) 家計外消費について…以上、説明を行った飲食費消費はすべて家計外消費を含んでおり、純粋な個人消費とはいえない。従ってわれわれは家計外消費部分を控除しなければならない。特に家計外消費が多いと考えられる酒と煙草において然りである。『家計調査』にあらわれた酒と煙草の消費を C. E. で膨ませると、予算石数と出荷額から押えた消費額の共に 3 割程度にしかならず、『家計調査』自体の問題とともに家計外消費量の多いことが前からいわれるいる。然しそれならば、果して酒、煙草の何%が家計外消費であるかという適確な資料は存在しない。企画庁推計では両者とも 10% を家計外消費とみているが明瞭な根拠があるわけではなく、数種の散見する資料によってもその結果はそれぞれ違った値を示している。このような事実から、われわれは無理して家計外消費を除くことをせず、ありのままの計数を掲げる態度をとることにした。この態度は、被服費以下の費目においても同様である。

以上のわれわれの推計結果を企画庁のそれと比較してみると、両年とも本推計の方が 1 割強大きくなっている。家計外消費を除いてない点等の問題があるが、企画庁が 25 年の物的推計を延長しているという方法上の違い以外にはこの差額の説明は出来ないであろう。

被服費の推計

被服費関係商品の推計は雑費関係とともに困難性の点で双壁をなしている。非常に数多くの大小商品が糸から製品に至るまで連なり、同一商品でもまたその銘柄が非常に多い。更に混紡という厄介な問題もあり、数量、価格ともに把握が困難である。同じ R. V. で推計するとしても、数量と価格のとり方には数種類の方法が考えられるが、われわれは数量を糸段階で把握、価格は糸 1 ポンド当たりとして把握することにした。

推計結果は第 3 表の如くであるが、表でみられるように糸の種類を綿から合成繊維まで 7 種類にわけ、糸および製品をこれら 7 種に分解してすべて糸の重量で表示した(この資料は、通産省織政課の調べによる)。従ってこの中には、衣服と共に繊維製身の廻り品が含まれるわけである。

消費数量はかくして把握されたが、次には価格が問題である。われわれは繊維製品の代表的商品を選び、これに目付を行ってポンド当り価格を推計する方法をとった。例えば綿製品は既製品と生地とにわけられ、その糸使用

第3表 被服費

	数量 (1000 lb)		単価 (lb当り・円)		消費額 (100 万円)	
	26 年	30 年	26 年	30 年	26 年	30 年
綿製品	261,948	493,261	957	484	250,684	238,738
絹製品	18,586	24,841	2,681	3,180	49,829	78,994
毛製品	85,744	148,496	1,987	2,296	170,373	340,947
麻製品	12,323	12,524	1,175	1,288	14,480	16,131
人絹製品	66,917	80,718	737	520	49,318	41,973
スフ製品	130,300	200,761	705	269	91,861	54,005
合成繊維製品	1,390	27,011	—	1,847	—	49,889
合計					626,545	820,677

量は 20:80 である(この割合の推定は非常に困難であり、通産省担当官の判断によらざるをえなかった)。そこで既製品として男子 Y シャツ〔カッター 1 着, ブロード特 40 番手, 白普通品〕, 生地としてキャラコ〔上級品 1 ヤール, 36 吋巾, 三ツ桃 10,000 番〕の 26,30 両年価格をそれぞれ統計局『小売物価調査』からとる。Y シャツ 1 着に要する生地は 2.4 ヤールであるが, ブロード特 40 番手のものは 1 巻が 120 ヤールで重さは 31.44 ポンドであるから, Y シャツ 1 着分の重さは 0.629 ポンドとなる。従って 26 年の綿既製品の 1 ポンド当り価格は, 909.66 円(Y シャツ 1 着の 26 年価格)÷0.629=1,446.67 円となり, 同様に 30 年は 909.67 円となる。またキャラコは生機 42 ヤールが 8.9 ポンドであるから, 1 ヤール当りの重さは 0.212 ポンドとなり, 26 年のポンド当り価格は 176.94 円(キャラコ 1 ヤールの価格)÷0.212=835.02 円, 30 年は 376.92 円となる。この価格に前述のウェイトを適用すれば綿製品の 26 年ポンド当り価格は 957 円, 30 年は 484 円となる。この様にして各製品のポンド当り価格をそれぞれ算出したのであるが, 合成繊維製品は 26 年には数量も少なく価格がとれないのでこれを除外した。ただしこの方法によって価格を推計すると, 採用する代表商品の種類によって綿製品なら綿製品のポンド当り単価が違ってくる可能性が十分にあることに留意しなければならない。Y シャツをとるか, ブラウスをとるかによる差がそれである。従って本推計で求められた被服費の計数も, これが全く正しいものであるという判断は下せないし, 家計外消費分が混在しているという問題が解消していない。

しかしながら, 本推計の結果が 26,30 両年とも企画庁推計の 2 倍強の値をとっていることは注目すべき事実である。篠原氏推計の R. S. による結果も企画庁とは大巾な差をもっているし(前節篠原氏の推計参照), また企画庁の『昭和 30 年国富調査』によって同年の被服関係商品取得数量に再調達価格を乗じて 30 年の被服購入価額

を推計してみると⁷⁾, それは 558,762 百万円となってやはり国民所得の場合のそれを 3 割上廻っている。またわれわれの結果は, 繊維以外の身の廻り品を含めていないから, これを C. F. によって補えば(鞆類, 革製品は 26 年 2,801 百万円, 30 年に 6,838 百万円)差は益々大きくなる。以上の諸点を総合してみれば, 絶対額そのものは基礎資料の弱体から未だ問題があるとしても, 企画庁推計の結果が過少ではないかという結論には間違いはないであろう。その原因は種々あろうが, 22 年という特殊な年の物量を基礎にして延長推計を行っているところに大きな欠陥があるように思われる。

住居費の推計

住居費はこれを大別して, 家賃地代(修繕費を含む)と家具什器類とに分けられる。何れも R. V. による推計には困難性が伴うが, 殊に後者において著しい。すなわち家具什器はその種類が多く, 同一商品でも銘柄の差がはなはだしい。従ってわれわれは家具什器の数量, 価格の両資料を得ることが困難であり, また同一商品の何を代表として選ぶべきかにも困難性を感じたので, 今回の推計では家具什器は C. F. によることとし, 篠原氏推計の耐久消費財の中から該当商品を集計して求めた。なお家具什器の非耐久財の推計は日時の関係から出来なかった。かくしてえられた家具什器支出は 26 年 116,596 百万円, 30 年 233,564 百万円であった。

家賃地代はこれを政府施策住宅と民間住宅に分け, それぞれの家賃地代 1 戸(坪)当り単価に総戸(坪)数を乗ずる方法をとった⁸⁾。

1) 政府施策住宅…これは公営, 公庫賃貸, 公庫産労(28 年度より), 厚生年金(27 年度より), 引揚者および公務員の諸住宅にわかれる。公務員住宅を除いては何れも 26 年度および 30 年度までに建設された施策住宅の戸数に 1 戸当り家賃を乗じて家賃総額を求めた。しかし戸数の方は実際に 25 年度および 29 年度までに建てられた戸数をとった。それは例えば 26 年度に着工された住宅はその殆んどが同年秋位に完成してそれから入居するので, 現実にどれだけの戸数が同年分として家賃支出があったかを把握し難いからである。家賃単価については, 公営住宅は建設補助基本額による予算単価を, 公庫賃貸住宅は東京都住宅協会他 8 事業主体の平均額をとった。また産

⁷⁾ 経済企画庁『昭和 30 年国富調査, 家計資産報告』昭和 33 年 3 月, 第 3 表と附属資料 4 とから算出。

⁸⁾ 家賃・地代の推計に際しては, 経済企画庁経済研究所赤羽隆夫氏に資料面で御世話になった。記して謝意を述べる。

労住宅の家賃はこれを共同住宅、共同宿舎およびその他住宅にわけ、金融公庫への申請家賃から推計し、引揚者住宅は東京都の調査によった。更に厚生年金住宅は家賃資料がないため、産労住宅の共同住宅の家賃を採用した。公務員住宅については、大蔵省決算書の公務員住宅使用料収納額をとった。以上のようにして政府施策住宅家賃額を求めたが、これには滅失ないしは居住者への払下げ部分が考慮されていない点問題がある。

2) 民間住宅…農家と非農家にわけられ、後者は更に持家、借家、給与住宅および借間にわけられる。まず戸数については、国勢調査の全国総世帯数および総畳数をとって(26年は、30年と25年の国勢調査を補間推計した)、これを6大都市とその他に分割し、これを更に持家、借家、給与住宅および借間に分類した。そして農家はすべて持家とみなして分類した。他方、民間住宅の借家数は上記の借家数から政府施策住宅数(除公務員住宅)を除いたものをもってあてた。また民間給与住宅数は上記給与住宅数から公務員住宅数を引いたものをとった。このような操作を行ったのは、民間借家および給与住宅の総畳数が不明であるために、政府施策住宅をも含めた畳数を民間住宅分のみに換算するためである。

かくしてえられた民間住宅分の持家、借家、給与住宅および借間の畳数に坪数換算率1.1⁹⁾を乗じ、これに別途求められた坪当り家賃額を乗じて家賃総額を推計した。坪当り家賃は、建設省住宅局『地代家賃実態調査結果報告書・昭和30年』により、住宅種類別に6大都市とその他のものを30年について求め¹⁰⁾、26年は『家計調査』の26年と30年との住居費割合で30年の家賃を落して求めた。

地代に関しては、宅地面積に坪当り地代を乗じて推計した(農家を除く)。すなわち、持家住宅延畳数に敷地坪数の住宅延坪に対する比率(6大都市で2、その他で3)を乗じて総宅地面積を求め、これに前記建設省資料から坪当り地代を求めて両者を乗じた。

修繕費は農家を除いた総世帯(住宅)の坪数に建設省調査の坪当り修繕費を乗じて推計した。なお26年の修繕費単価は30年のそれを建築費指数で除して求めた。

農家については、これを全部持家とみなしたが、家賃・地代および修繕費をそれぞれ分割して求めることは困難

9) 畳数の坪数への換算率1.1は、昭和25~30年の『建築動態統計』中の住宅着工面積と畳数総数との比率をとったものである。

10) 上記資料は給与住宅と借間については、6大都市以外の単価がないので、給与住宅は6大都市、その他とも同額とし、借間は6大都市借間単価に借家単価の地帯別単価比率を乗じて求めた。

であるので、農林省『農家経済調査』の計数に農家世帯数を乗じて求めた。

以上のようにして求められた家賃地代は第4表にまとめられるが、家賃と地代の単価の資料に未だ十分でないものがあることは否めない。

第4表 家賃・地代

(単位: 100万円)

	昭和26年				昭和30年			
	家賃	地代	修繕費	計	家賃	地代	修繕費	計
政府施策住宅	1,639			1,639	6,285			6,235
民間住宅								
持家	32,053			32,053	62,079			62,079
借家								
給与住宅	4,691			4,691	9,794			9,794
借間	13,298			13,298	21,419			21,419
(小計)	50,041			50,041	93,292			93,292
農家	30,319			30,319	53,280			53,280
合計	81,999	15,587	32,393	129,979	152,857	31,251	52,130	236,238

[備考] 農家の家賃には地代、修繕費を含む。

なお、家具什器については『国富調査』から30年だけについて推計が出来るが、その結果は107,009~124,945百万円の間にあり¹¹⁾、前述のC. F. 推計の約半分の値しか示さない。これは国富調査が特定品目しかとっていない点に原因がある。

光熱費の推計

光熱費はR. V.による推計が割合に容易な費目である。その推計結果は第5表に示される如くであるが、石炭からガスまではR. V.により、電灯料はR. S.によった。

第5表 光熱費

(単位: 100万円)

	26年			30年		
	非農+農購	農家自消	計	非農+農購	農家自消	計
石炭	6,356	—	6,356	11,981	—	11,981
煉・豆炭	6,950	—	6,950	15,300	—	15,300
灯油	934	—	934	9,694	—	9,694
木炭	35,220	1,588	36,808	36,551	1,304	37,855
薪	34,968	35,321	70,289	42,613	38,060	80,673
マッチ	4,015	—	4,015	7,069	—	7,069
ガス	1,135	—	1,135	3,535	—	3,535
電灯料	37,601	—	37,601	72,790	—	72,790
合計	127,179	36,908	164,087	199,532	39,364	238,896

11) このように結果に巾が出てくるのは、取得数量については種類別数量(例えば氷冷蔵庫と電気冷蔵庫)がとれないのに対して、価格の方は種類別に表示されているためである。

石炭、煉・豆炭、灯油およびマッチの消費数量は企画庁の『消費財需給調査』により、木炭と薪の数量はまず農家自家消費分を『農家経済調査』から推定し、『需給調査』からこの部分を差引いて非農家消費と農家購入分を求めた¹²⁾。価格は農家購入分と農家自家消費分とは『農家経済調査・物財統計』からとり、非農家消費分は、灯油とマッチを日本銀行『小売物価指数年報』からとった以外は『家計調査報告』からとった。そして非農家消費と農家購入分との全国平均価格を推計した。ガスについては、数量は通産省『ガス事業統計年報』に示されている家庭用供給総量を取り、価格は同『年報』に掲げられている単価(10cm³当り基本料金)と需要家数とを府県別にとり、これを加重平均して全国平均単価を求めた。この際超過料金単価がとれないので推計結果が過少になっているが、他方家庭用といってもこの中には営業用にも向うものが含まれる虞れがあるので、上記のバイヤスは相殺されると考えた。

電灯料はR. S.による方が信頼度が高いと判断されたので、電気事業統計委員会『9電力会社電気事業報告書』から定額電灯と従量電灯との家庭用料金を摘出して加算した。何れも一般用、街路灯および遅収加算の合計である。

以上のようにして推計されたが、光熱関係にはこの他にプロパンガス、コークス等があるが、消費数量および価格の資料がないために推計出来ず、またその量も少いと考えられるので一応考慮外においた。

その他諸費の推計

これは大別して、保健衛生費、交通通信費、教育費、修養娯楽費およびその他、の5費目にわけられる。これら5費目の推計は、企画庁推計がこの部分だけC. E.を用いており、しかもその他諸費1本で出して5費目に分割することを行っていないことから、その難しさが判るであろう。いわゆるサービス関係の諸支出が大部分を占め、しかもその品目が非常に多いために、数量や価格を適確に把握することが困難だからである。しかしわれわれは、上記の困難性を認めつつも、出来るだけ個々の品目まで下りてR. V.のみだけでなくR. S., C. E.も適用して推計を行った。以下、5費目の推計過程を順を追って説明しよう。

1)保健衛生費…この費目は医療費、整容衛生費および化粧品類支出に大別される。まず医療費であるが、これは個人が医療に消費した支出である。そして公費負担分、

保険者負担分および患者負担分にわかれる。前2者については決算書等から実額がつかめるが、問題なのは患者負担分の推計である。それは患者の全額負担部分と公費・保険の一部負担部分とがあり、明確に両者を把握しうる資料がない。またこれを医療関係者の所得総額から逆算する方法も試みたが、所得額そのものの推計に不十分さを見出したために十分な成果を治めるに至らなかった。

整容衛生費は理髪、美容、浴場、クリーニング、染色等が入る。この費目の支出は殆んどすべてが家計負担と考えられるので、これら各業者所得をもって家計支出総額と考えてもよいと判断し、所得税統計から所得額の推計を行ったが、所得額の過少申告が如実にあらわれているような結果をえたので更に検討が必要と思われた。

そこで今回の推計では保健衛生費は未だ十分な研究を行えなかったため、企画庁推計のその他諸費の中の当該費目支出に当る額を推定して、そのまま代用することにした(医薬品、石鹸、脱脂綿はR. V.によって推計しようが今回はその結果は利用しなかった)。

2)交通通信費…交通費と通信費にわけられる。まず交通費については、国鉄鉄道旅客・貨物、国鉄船舶・自動車、地方鉄道軌道および民間自動車、飛行機¹³⁾にわけてそれぞれの営業純収入を求め、この中の家計負担分を推計するという方法によった(R. S.)。家計負担分の推計には国鉄調査の『旅客質的調査』、『定期券窓口調査』、『貨物状況調査』等を用いて収入に対する家計負担部分の割合を求めた。例えば鉄道旅客の定期外汽車については、質的調査から旅行目的別人キロ比がえられるので、これに各旅行目的別の家計支出割合を推定し(帰省なら100%のように)て乗ずることにより、家計負担割合は30年42.4%、26年35%となった。また定期券については、まず定期を通勤、通学および普通均一の3種にわけ、通勤定期は『窓口調査』によって負担率が通用期間別にわかるので、その個人負担率を求め通用期間別通勤定期券収入に乗じた。通学定期は全額個人負担、普通均一定期は50%を個人負担とみて、それぞれの負担額をえた。貨物も小口扱、車扱別に国鉄貨物課の資料によって家計負担割合を求めたのである。鉄道以外の船舶、自動車、私鉄、民営自動車等は上述のような資料がないので、鉄道の場合の負担割合に各交通機関の特殊性を考慮して、その負担割合を決定した。かくして、26年92,106百万円、30年211,606百万円の交通費支出をえた。

12) 『需給調査』の薪とマッチの単位はそれぞれ層積石とマッチ・トンになっているので、1層積石=12.5束、1マッチ・トン=小箱7,200個として換算した。

13) 日本国有鉄道『運輸統計年報』、運輸省鉄道監督局『私鉄統計年報』、運輸省自動車局『自動車要覧』、その他の資料による。

通信費は郵便、電話および電信にわかれる。郵便については総物数は 26,30 両年とも郵政省『郵政統計年報』から普通、特殊、小包別にえることが出来る。しかしながら家計負担分の通信費を推計出来る資料は、昭和 23 年 6 月に郵政省が行った『郵便利用者調査』があるのみである。この調査は取扱総物数に対する個人差出個人宛物数の割合が郵便種類別に求められているので、われわれの推計には利用可能である。そこでこの調査を利用して 26,30 両年の個人差出個人宛物数を推計し、それぞれの 1 通当り料金を乗じて郵便料総額を求めた。只 1 回の調査結果を両年に適用した点に問題があるが、郵便支出は 26 年 8,343 百万円、30 年 9,776 百万円となった。電話は、電話使用料(住宅加入者の基本料、定額料)、度数料、市外通話料、公衆電話料、装置料および加入料の総計として推計した。電話使用料は基本・定額料金に度数制局、定額制局における住宅加入数を乗じた。度数料と市外通話料は電々公社計画局の資料によって住宅電話 1 ヶ月平均利用度数、通話継続率、1 通話当り単価等を求め、これに住宅加入数を乗じてえた。また公衆電話料は公衆電話全収入の 70% を家計関係分と推定した。電信は電報料がこれに当るが、『電気通信年鑑』1952 年版に示された産業別内国電報通数の資料によって産業別、非産業用の比率を推定し、電報料金収入を配分算出した。このような推計の結果、電話・電信家計支出は 26 年が 3,920 百万円、30 年 6,103 百万円をえた。

以上のようにして交通通信費が推計されたが、家計負担分を推定しうる基礎資料が乏しく、ある程度大胆な仮定をおかざるをえなかった。R. S. によって推計が行われたのであるが、今後の検討にまつべき問題が多いことを認めざるをえない。

3) 教育費…R. V. によって推計を行い、数量には国公立別学生生徒数、価格には学生生徒 1 人当り教育費をとった。学生生徒数は文部省『学校基本調査報告書』からとることが出来る。これに対して 1 人当り教育費は文部省の『父兄が負担する教育費』、『学生生活調査報告』等を参考とした。公立の小、中、高等学校の生徒については『父兄が負担する教育費』から直接教育費と考えられるものをとった¹⁴⁾。ただ前記調査は 27 年から開始されたものである(高等学校は 28 年)、26 年の 1 人当り費用は総理府統計局消費者価格指数の教育費全都市平均で逆算して求めた。国立と私立とは資料がないので、

14) 直接教育費とは、教育に要した費用の中から保健衛生費、通学費、学校給食費および旅行費を除いたもので、除いた費目の支出は交通費、飲食費等に含まれている。

国立は公立と同額、私立は公立の 2 倍と仮定した。学生の教育費は『学生生活調査報告』によって国公立別の学生の学校納付金額が把握出来るので、この計数をとったが、各種学校および幼稚園については全く資料がなく推計も困難であるため、今回は見送ることとした。かくしてえられた教育費は、26 年 55,815 百万円、30 年 108,613 百万円であった。

4) 修養娯楽費…入場料、新聞雑誌代、運動娯楽用品等がこの費目に入るが、推計は R. V., R. S., C. F. の混合にならざるをえなかった。まず入場料であるが、これは R. S. により入場税から求めた。30 年は『国税庁統計年報』に示されている入場料金に入場税を加えて税込入場料金を求め、これを入場料額とした。26 年は自治庁『地方税制主要参考資料集』に税額のみが掲げられている。26 年には入場税は地方税であったため税額しかわからない。しかし税率は 100% であったので税額を 2 倍して課税分入場料額を求め、非課税分入場料は 30 年の割合をそのまま適用した。社用的入場料もあると思われるがその部分は判らないので控除してない。かくして 26 年 37,074 百万円、30 年 80,658 百万円をえた。

ラジオ・新聞代は R. V. によった。数量はラジオ、テレビは N. H. K. 加入台数を取り(家庭用と営業用の区別は分らない)、新聞は『新聞年鑑』による 1 日分頒布部数を年間に直してとった。価格はラジオ、テレビは契約料金を、新聞は朝夕刊セットの月極め料金から 1 部当り単価を求めた。かくて 26 年 27,490 百万円、30 年 75,589 百万円となった。

第 1 表に示した修養娯楽費は前述の入場料金とラジオ・新聞代の合計である。これ以外のものは C. F. によらざるをえないが、26 年は 235 億円、30 年は 842 億円であり、また『国富調査』による 30 年取得価額は 640~1,170 億円である。

5) その他…上記 1)~4) に属さない諸費がこれに含まれ、交際費、諸負担費、仕送り金等である。しかしこの費目の推計は非常に困難であり、家計調査等によって農家、非農家別にその他諸費中の本費目のウェイトを利用し、前記 4 費目総額に対する割合から逆算する以外に方法がないようである。けれどもわれわれの推計は未だ完全なものとはいえないので、この方法は見送ることとし、企画庁推計のその他諸費総額に家計調査等のウェイトを乗じて第 1 表の計数を求めた。

以上の 1) から 5) までの説明によっても判るように、本推計のその他諸費は不十分なものである。従って企画庁の計数と比較するのは一寸冒険であるが、両年とも本推計の方が低い値をとっている。しかしながらその差は

それ程大きいものでなく、本推計が完全なものとなれば企画庁推計を上廻るものとなるであろう。

なおここで注意しなければならないことは、本推計が品目分類による方法をとっていることである。従って用途分類ではその他諸費の「その他」に属する冠婚葬祭費は食料、衣服などに分解してそれぞれの費目に還元しなければならない。この費用は特に農村で多く使われ、しかも自家消費分が多いが、『農家経済調査』によって総額を推計してみると飲食費に廻る額は26年で約130億円、30年で200億円、被服費には26年50億円、30年160億円と推算される。これだけ飲食費、被服費等は増額し、その他諸費は減額されるわけである。

その他諸費の推計には、総理府統計局『事業所統計調査結果報告』が利用可能であることを見出した。この調査は昭和22年に開始され、以後23、26、29年について悉皆調査として実施されている。特に29年には「乙調査」としてサービス業に属する事業所だけを特別に集計し、個人、法人別に1ヵ年間の事業収入額を掲げている。ただし調査年次が29年(28年7月～29年6月)であるために、われわれの推計に直ちに使用できるとは

いゝ難いが、「甲調査」(全産業)の結果などと比較検討を行って、ある種の関係を見出すことが出来るならば、われわれが推計作業を行った26、30両年への適用も可能となるであろう。

む す び

以上で推計過程の説明を終るが、われわれの推計が方法論に一貫性をもたせるよう努力した結果は、企画庁の計数と比較して相当大きな差を見出す。そして特に被服費において著しい。企画庁が30年において大略4,100億円であるに対して、本推計が8,200億円、篠原氏のR. S.による結果が6,000～7,600億円と何れも大差をもっている。このような結果が生ずる所以については既に述べてあるので詳説する必要はないが、現在の国民所得統計に対して問題をなげかけているといえよう。勿論われわれの推計もその過程には無理な点もあるし、また未だ暫定結果であるから将来の改善を約する。

紙幅の関係で推計方法の説明に終り、詳細なデータを示すことが出来なかったことを御詫びする。

(野田 孜)